

議案第 37 号

令和 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 3 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,839,628 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		461,526 ^{千円}
	1 使用料	461,523
	2 手数料	3
2 県支出金		565
	1 委託金	565
3 財産収入		1,106,916
	1 財産運用収入	1,106,915
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		1,247,601
	1 基金繰入金	1,247,601
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		323,019
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,601
	3 雑収入	293,417
7 市債		700,000
	1 市債	700,000
歳入	合計	3,839,628

歳 出

款	項	金 額
1 港灣整備事業費		2,884,531 ^{千円}
	1 運 営 費	370,050
	2 整 備 費	2,514,481
2 諸 支 出 金		767,486
	1 積 立 金	72,702
	2 繰 出 金	694,784
3 公 債 費		186,611
	1 公 債 費	186,611
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	3,839,628

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	令 和 4 年 度	千円 1,608,360
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 管 理 運 営 事 業 費	令 和 4 年 度 から 令 和 5 年 度 まで	2,218
東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費	令 和 3 年 度 から 令 和 5 年 度 まで	2,578,830

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業	千円 700,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。